

令和 年 月 日

九十九島ビジターセンター
施設等利用申請書九州地方環境事務所長 殿
(佐世保自然保護官)申請者
所属
住所
代表者名
担当者名
電話番号

九十九島ビジターセンターの施設等を利用したいので、下記のとおり申し込みます。
なお、利用にあたっては、利用規程及び利用心得を遵守します。

記

1. 利用施設	レクチャー室、 展示コーナー、 その他 ()
2. 行事名	
3. 利用目的	(利用規程の目的に適合する内容で具体的に)
4. 利用期間	令和 年 月 日 : ~ 令和 年 月 日 :
5. 利用人数	大人 人 子供 ・ 未就学児 : 年少、年中、年長 人 ・ 小学生 : (学年) 人 ・ 中学生 : (学年) 人 ・ その他 : (歳) 人
6. 備考	(障害等配慮事項など施設受入れに当たって必要な情報や要望等もここに記載して下さい。なお任意団体の場合は規約、構成員など活動内容が分かる資料を別添して下さい。)

令和 年 月 日

殿

佐世保自然保護官

九十九島ビジターセンター施設等の利用について、申請のとおり許可します。

記入例

令和 29年 12月 1日

九十九島ビジターセンター
施設等利用申請書

日付を記入して下さい

九州地方環境事務所長 殿
(佐世保自然保護官)

申請者
所属
住所
代表者名
担当者名
電話番号

※所属は会社名もしくは団体名
※代表者名および担当者名のご
記入は必ずフルネームでお願い
します

九十九島ビジターセンターの施設等を利用したいので、下記のとおり申し込みます。
なお、利用にあたっては、利用規程及び利用心得を遵守します。

記

※利用する場所を○で囲んで
ください

1. 利用施設	○レクチャー室、 展示コーナー、 その他 ()
2. 行事名	親子バス遠足
3. 利用目的	(利用規程の目的に適合する内容で具体的に) 館内見学と休憩
4. 利用期間	令和 29年 12月 22日 11:30 ~ 令和 29年 12月 22日 13:00
5. 利用人数	大人 23 人 子供・未就学児：年少、○年中 年長 20 人 ・小学生：(学年) 人 ・中学生：(学年) 人 ・その他：(歳) 人
6. 備考	(障害等配慮事項など施設受入れに当たって必要な情報や要望等もここに記載して下さい。なお任意団体の場合は規約、構成員など活動内容が分かる資料を別添して下さい。) 車イス利用あり (大人1名)

※キャンセルは前日までに必ずご
連絡ください

※大人、子供の人数を必ず記入
してください

※車イス等の利用者の人数を記入して
ください

令和 年 月 日

殿

佐世保自然保護官

九十九島ビジターセンター施設等の利用について、申請のとおり許可します。

九十九島ビジターセンター施設等利用規程

(目的)

第1条 この規程は、九十九島ビジターセンター（以下「センター」という。）の施設及び備品等を次の各号の一に該当する事由により、団体又は個人が利用（見学、資料閲覧等の短時間利用を除く）する場合に必要な事項を定めることにより、適切な利用の推進を図るものとする。

- (1) 自然環境保全と野生生物保護の調査研究及び普及啓発に関するもの
- (2) 自然とのふれあいの推進に関するもの
- (3) その他、九州地方環境事務所長（以下「事務所長」という）がセンターの施設等の利用目的として適当と認めた事由

(利用資格)

第2条 センターの施設等を利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 環境省職員
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げた活動を行う地元住民、NPO、ボランティア等で営利を目的としない団体及び個人
- (3) 前条第1号及び第2号に掲げた活動を行う公的機関の担当者
- (4) 環境省より委託を受け作業に従事する者
- (5) その他、事務所長が適当と認めた者

(利用の手続き)

第3条 前条第2号から第5号に定める者が施設を利用する場合は、事前に事務所長の許可を受けなければならない。

- 2 上記利用許可を受けた者は、利用の権利を他に譲渡したり、転貸することは出来ない。

(利用者の義務)

第4条 センターの施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、別に定める利用者心得を遵守し、建物・備品等を常に良好な状態に保つように努めなければならない。

- 2 利用者は、故意又は重大な過失により、建物・備品等を破損し、又は紛失したときは、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。ただし、事務所長がやむを得ない事由によると認めるときは、これを減額又は免除できる。

(災害の補償)

第5条 センターの施設等を利用中に生じた事故等による災害の補償に関しては、当該利用者の責任において措置するものとする。

(利用許可の取り消し)

第6条 利用者が、この規程に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、事務所長は、利用の途中であっても、当該利用を中止させることができる。

(権限の委任)

第7条 事務所長は、第1条(3)、第3条の1、第6条に規定する権限を本施設の管理受託者に委任するものとする。

- 2 管理受託者は、前項に基づき第3条の許可を行った場合は速やかに佐世保自然保護官に報告する。

(その他)

第8条 事務所長は、必要と認めるときは、この規定を改正することができる。

(付則) 本規定は、平成23年4月1日から施行する。

九十九島ビジターセンター施設等利用心得

九十九島ビジターセンター（以下「センター」という。）は自然ふれあい活動等の拠点として一般の方々が利用するために整備された施設です。施設等の利用の際は、次の事項を守ってください。

1. 施設の利用時間

原則として、午前9時から午後5時まで使用することができます。

2. 施設の利用申込

施設等の利用を希望する方は、別紙「九十九島ビジターセンター施設等利用申請書」に必要事項を記入の上、1週間前までに事務室に申し込み、許可を得てください。

3. 施設の利用料

利用料は無料とします。

4. 利用上の注意

- ・利用の許可に際して、特定の団体又は個人にセンター内全ての専用の権利を認めるものではありませんので、展示・資料コーナー等における一般来訪者の利用を妨げないよう注意してください。
- ・図書・資料等のセンター内の備品を館外に持ち出すことはできません。
- ・利用後は利用施設の清掃を行い、施設のレイアウト等を変更した場合は原状回復をしてください。
- ・ゴミは持ち帰ってください。
- ・利用に際しての、入場者の受付・誘導・管理は、申請者側で行ってください。
- ・センター内に設置されている電話の使用は出来ません。
- ・センター内は全室禁煙です。
- ・貴重品は各自責任を持って保管してください。
- ・荷物を置くだけの利用はできません。

5. 安全管理

- ・特に火災の防止に留意し、非常の場合に備えて避難経路を確認してください。
- ・許可施設以外の設備は手を触れないでください（特に指示があった場合以外は、セキュリティシステムの操作は行わないでください）。
- ・火災報知器や防犯装置が作動した場合、セキュリティ会社等から確認の電話がありますので、状況を説明してください（外線電話は事務室の電話機で受電できます）。
- ・緊急事態が発生した場合は、速やかに事務室に連絡し、指示に従ってください。

6. その他

上記に違反するなどの行為が見られた場合は、利用の途中であっても利用を中止させることがありますので、事務室の指示には必ず従ってください。

西海国立公園 九十九島ビジターセンター

住所 〒858-0922 長崎県佐世保市鹿子前町 1053-2 番地

電話 0956-28-7919

FAX 0956-28-7351